

		戸建住宅		共同住宅	
		大手メーカー	中小工務店等	分譲	賃貸
1. 総論		「長期」と「優良」のバランスに留意しつつ、ストックの質の改善、流通市場での評価に資する制度を目指す必要があるのではないか。			
2. 認定の枠組み	(1)認定基準の内容			共同住宅に関しては実態に応じた認定基準の合理化が必要ではないか。	
		技術の進展、ストックに関するデータの蓄積を踏まえ、認定基準の合理化が可能なものについて検討すべきではないか。			
		世帯人数の変化や都市部と地方部の実態等を踏まえ、面積基準のあり方について検討すべきではないか。			
	(2)認定の基本的枠組み			棟単位での認定方法について検討すべきではないか。	
	(3)適切な維持管理の促進	検査の実施を認定基準に位置付けることについて検討すべきではないか。			
		(ハード的な基準だけでなく維持保全の実施体制といった)住宅に対するソフト的な対応を評価する基準を新たに認定の枠組みに取り込めるか検討すべきではないか。			
		維持管理の仕組み自体の継続性を評価することも重要である。			
		セグメント別に維持保全の実施を担保する制度・支援のあり方について、実態を踏まえて検討すべきではないか。 30年後の維持管理に対応できるか不安で、長期優良住宅に取組めない事業者が多数いる。 区分所有の場合と考え方が違うのではないか。			
3. 制度のさらなる普及促進のためのインセンティブのあり方			事務手続きの支援等が必要ではないか。		
		長期優良住宅が中古流通市場で評価される状況をつくるために、適切な維持管理の実施についての支援策を検討すべきではないか。			
4. 事務手続きの合理化	(1)関係する他制度との一体的運用	住宅性能表示制度と長期優良住宅制度の一体的運用を検討すべきではないか。			
	(2)認定手続きの合理化	認定に係る手続きの合理化を検討すべきではないか。			
		認定に係る各判断の責任主体を明確にすべきではないか。			
5. その他			長期優良住宅の理念や考え方をより分かりやすく周知すべきではないか。		
		履歴情報の蓄積を担保する方法を検討すべきではないか。			